

## 第1章 総則

### 1. 目的

#### (目的)

この条例は、美瑛町の自治に関する基本理念と基本原則、並びに共通の制度を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び町の責務を明らかにするとともに、議会及び町の自治の推進に関する具体的事項とこの条例を守り育てる仕組みを定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

\*とりあえず仮置き

#### 【解説・考え方】

##### 【起草チームでは】→了解が得られれば【専門部会では】になる

###### (1)「自治」なのか「まちづくり」なのか

「条例として『自治』と言った方が良い事はわかりますが、『まちづくり』といった方がわかりやすい」という意見と「町民が主体で自治を実現するということを自覚できるようにしたほうが良いと考えますので、『まちづくり』ではなく『自治』の方が良い」という意見もあり、起草チームで話し合われた結果、抽象的な「まちづくり」ではなく、明確に自らの意思と責任において行うことを意味する「自治」を使うこととしました。

###### (2) 目的の対象領域に「地域社会」を入れるか

「地域社会については定義の困難性から目的の対象領域から外した方が良い」という意見と「目的の対象領域を町政のみに適用するのではなく、地域社会も含め、町民も自治に参加する形が良い」との意見があり、起草チームで話し合われた結果、地域社会について、実態が曖昧であることや、定義が困難であることから、目的の対象領域から地域社会を除くこととしました。

###### (3) 目的を「みんなが誇れる住み良いまちの実現を図ることを目的」とするか「町民主体の自治を実現する」のどちらにするか

「現行の『住みよいまち美瑛町をみんなで作る条例』の目的の『みんなが誇れる住み良いまちの実現を図ることを目的とします』で良いのではないか」という意見と「町民の意思・責任を持つことが基本であるので、『町民主体の自治を実現すること』を目的としたい」との意見があり、起草チームで話し合われた結果、美瑛町の自治の主体は町民であることを明確にするために、「町民主体の自治を実現する」としました。

#### 【アドバイザーからのコメント】

この条例の自治の範囲として地域社会を除く、議会及び町とすることは、「協働」や「コミュニティ」の規定をしない下川町自治基本条例と同じになるということになります。また、自治基本条例の適用範囲を町政のみとするまちは私が知る限りでは、下川町と多治見市(市政基本条例)の2つしかなく、珍しい事例となります。

## 2. 用語の定義

### (用語の定義)

この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町 民 町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。
- (2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 町 政 議会と町が担う自治の領域をいいます。

\*とりあえず仮置き

### 【解説・考え方】

#### 【起草チームでは】

(1) 専門部会ではタイトルは「定義」とする意見と「用語の定義」とする意見が出ましたが、起草チームで話し合われた結果、町民への伝わりやすさを意識して、タイトルは「用語の定義」としました。

(2) 町民の定義については、「町内に住所を有する人」のみとする狭義の町民とする意見と、ふるさと納税者や美瑛町に関心・関わりのある方についても網羅する広義の町民とする意見がありましたが、美瑛町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を美瑛町の自治に活かす広義の「町民」を定義としました。また、「住民」と「町民」を使い分ける必要があるとの意見があり、住民投票では狭義の「住民」を使い、それ以外は広義の「町民」とすることとしました。「住民」を使うのは住民投票だけなので、あえて、定義せず、条文中で「住民(町内に住所を有する者をいう)」とすることとしました。

(3) 「行政」の定義について、「町長等」や「町」の意見がありましたが、起草チームで話し合われた結果、八雲町や美幌町の自治基本条例では「行政」として定義されていますが、美瑛町議会会議規則や美瑛町行政手続条例、さらに、住み良いまち美瑛をみんなで作る条例の「町の機関」との整合性を取り、「行政」を「町」とし、内容を「町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。」と同じくしました。

(4) 「町政」の定義として、自治基本条例の対象領域となる議会及び町が担う公助の部分としました。

#### (5) その他

仮置きでは、定義する用語もその内容も最低限なものとし、今後必要に応じて追加を検討していく。なお、「まちづくり」及び「コミュニティ」については、使用しない整理をしている(仮置き)ため、定義する用語に含めないこととしました。

### 3. 基本理念

#### (基本理念)

町民、議会及び町は、美瑛町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。

(1) 町民は、美瑛町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、その自治の一部を町政に信託していること。

(2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的に関わり、町民が誇れる住み良いまちの実現を図ること。

(3) 自治体としての美瑛町は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

\*とりあえず仮置き

#### 【解説・考え方】

##### 【起草チームでは】

###### (1) 美瑛町町民憲章の扱い

「『町民憲章の精神を尊重する』を入れて欲しい」や「町民憲章として存在するので別に触れる必要はない」とい意見がありました。起草チームで話し合われた結果、「美瑛町民憲章の精神を尊重する」としました。

###### (2) 住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例の理念の継承

「町民が実現すべきまち」としては「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」で示した「みんなが誇れる住み良いまち」を掲げるべきであるとの意見もあり、「町民は町政に自ら主体的に関わり、町民が誇れる住み良いまちの実現を図る」と前条例の理念の継承を図ることとしました。

(3) 基本理念に「多様性尊重」を入れて欲しいとの意見がありました。起草チームで話し合われた結果、全ての町民にとって「町民が誇れる住み良いまちを実現」していくことに、年齢、性別、国籍、障害の有無、その他それぞれの置かれた状況を尊重するという「多様性の尊重」が包括されていると考えることができることから、あえて入れなくても良いとしました。

##### 【アドバイザーからのコメント】

(1)の規定は「地域社会」の自治を町民が担うことを前提とした書きぶりになっています。しかし、この条例では町政のみを適用範囲としているので、地域社会の自治を町民が担うということは触れないので、表現を変える必要があると思います。

## 4. 基本原則

### (基本原則)

町民、議会及び町は、次に掲げる原則に基づき、美瑛町の自治を推進するものとします。

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 町民主体の原則  | 町民は、美瑛町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び町に信託します。   |
| (2) 情報共有の原則  | 町民、議会及び町は、町政に関する情報を共有します。   |
| (3) 参加の原則    | 町政（及び地域社会）の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。   |
| (4) 協働の原則    | 町民、議会及び町は、協働して地域社会の課題解決を推進します。  |
| (5) 多様性尊重の原則 | 町民、議会及び町は、年齢、性別、国籍、障害の有無、その他それぞれの置かれた状況を尊重し、町民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにします。 |

\* とりあえず仮置き

### 【解説・考え方】

#### 【起草チームでは】

(1) 基本原則に多様性の尊重を入れる

「美瑛町は道内の他市町村と比較しても国際的な認知度が高いと思います。そのため、今後も海外からの移住等が多くあると考えられますので、多様性を認め合うことに触れるとより良いと考えます。したがって、多様性尊重の原則を入れて欲しい」や「『多様性の尊重の原則』が含まれることで、更に新しい条例のイメージにつながる(明るい希望)」との意見もあり、基本原則に「多様性尊重の原則」を入れることにしました。

(2) その他の基本原則

「『町民主体』、『情報共有』、『町民参加』、『協働』、『多様性の尊重』の原則が必要」という意見が多かったことから、これらを基本原則とすることにしました。

#### 【アドバイザーからのコメント】

この条例は、議会及び町の自治の推進に関することを定める条例とする前提としたら、地域社会のことを対象とする「協働の原則」を入れることが矛盾するので、削除するのが良いと思います。

## 5. 条例の位置付け

### (条例の位置付け)

この条例は、美瑛町の自治の基本を定める最高規範であり、町民、議会及び町は、この条例を遵守しなければなりません。

2 議会及び町は、条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合を図らなければなりません。

3 議会及び町は、法令等を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして、適正に判断します。

\*とりにあえず仮置き

### 【解説・考え方】

#### 【起草チームでは】

(1)「最高規範」か「条例の位置付け」がいいか

「最高規範」というと固苦しい表現ですが“この条例はこういう位置付けです”という方がやさしく感じる」や「表現としては『条例の位置づけ』のほうが町民に分かりやすい」、それに対し、「言葉として『最高規範』のほうが条例に重みが出て、より重要な条例であることを示すことができる」との意見がありましたが、起草チームで話し合われた結果、タイトルを「条例の位置付け」とし、条文では「美瑛町の自治の基本を定める最高規範」とすることとしました。

(2) 遵守か、尊重か

「『尊重』では裁量の幅が広いので、『遵守』とした方が良い」や「最高規範である以上、あいまいな解釈ができそうな尊重とすべきでない」との意見があり、「この条例を遵守しなければなりません」という表現としました。

(3)「条例の位置付け」を規定する位置(条例前部の総則の一部か条例後部の単独章のどちらがよいか)

「総則の一部」という意見が多数意見であったが、起草チームでは「条例後部の単独章」という案も捨てきれず、継続検討としました。